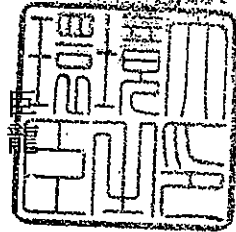




諮問第297号
環水大土発第101108001号
平成22年11月8日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
松本



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- (1) 別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - (2) 別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(Z)-2-[2-フルオロ-5-(トリフルオロメチル)フェニルチオ]-2-[3-(2-メトキシフェニル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデン]アセトニトリル (別名フルチアニル)

1-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)-3-[2-(ジメチルカルバモイル)-5-ホルムアミドフェニルスルホニル]尿素 (別名ホラムスルフロン)

4-エトキシフェニル [3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン (別名シラフルオフエン)

N', N'-ジメチル-2-メチルカルバモイルオキシイミノ-2-(メチルチオ)アセトアミド (別名オキサミル)

(別紙2)

メチル (E) - 2 - { 2 - [6 - (2 - シアノフェノキシ) ピリミジン - 4 - イルオキシ] フェニル } - 3 - メトキシアクリラート (別名アゾキシストロビン)

(RS) - 2 - シアノ - N - [(R) - 1 - (2, 4 - ジクロロフェニル) エチル] - 3, 3 - ジメチルブチラミド (別名ジクロシメット)

(RS) - 2 - (4 - フルオロフェニル) - 1 - (1H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - イル) - 3 - (トリメチルシリル) プロパン - 2 - オール (別名シメコナゾール)

N - (1 - シアノ - 1, 2 - ジメチルプロピル) - 2 - (2, 4 - ジクロロフェノキシ) プロピオンアミド (別名フェノキサニル)

2, 3 - ジヒドロ - 3, 3 - ジメチルベンゾフラン - 5 - イル = エタンスルホナート (別名ベンフレセート)

4 - (2 - クロロフェニル) - N - シクロヘキシル - N - エチル - 4, 5 - ジヒドロ - 5 - オキソ - 1H - テトラゾール - 1 - カルボキサミド (別名フェントラザミド)

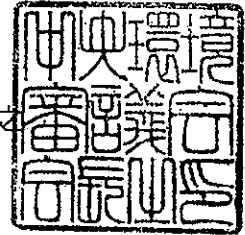
(R) - 2 - [4 - (6 - クロロ - 1, 3 - ベンゾオキサゾール - 2 - イルオキシ) フェノキシ] - 2' - フルオロ - N - メチルプロピオンアニリド (別名メタミホップ)



中環審第585号
平成22年11月8日

中央環境審議会土壤農薬部会
部会長 松本 聰 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基本



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成22年11月8日付け諮問第297号、環水大土発第101108001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。